第 2384 뭉

(2-2)



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 9月 22日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ☆ 証券特定口座って何?

○ : 今年1月より新証券税制がスタートし、 証券会社から特定口座の案内が頻繁に送付さ れてきます。私も上場株式を多数所有してお り、特定口座の利用を検討しています。特定 口座の仕組みについて教えてください。

A: 煩雑な確定申告業務や納税手続を納 税義務者に代わって証券会社が行う制度です。 【解説】

従来、株式売買で得た利益に対する課税は、 売却価額の1.05%を証券会社が徴収して 納税する源泉分離課税と、投資家が自分で売 買損益を計算して確定申告する申告分離課税 の2者択一方式で行われていました。しかし、 利益に課税する税本来の趣旨と異なる制度は 不適切との声が強まり、今年1月から申告分 離課税に一本化されました。ただ、すぐに投 資家に対して確定申告を要求するのは混乱を 招くとして、確定申告や納税手続の比較的簡 単な特定口座制度が設けられました。

特定口座制度には、特定口座内の株式を譲 渡し利益が発生した場合に、その都度利益の 10% (平成20年4月1日からは20%) を証券会社が源泉徴収して税務署に納付する ため、投資家が確定申告する必要のない「源 泉徴収ありの口座」と、1年間の取引による 利益をまとめて確定申告により納付する「源 泉徴収なしの口座」があります。確定申告を 行うには、銘柄毎の取得日、取得費、売却代 金等の管理や計算が必要ですが、証券会社が 作成する年間取引報告書を使って、比較的簡 単に納税手続が行える仕組みになっています。







